

消 防 参 第 1 5 7 号
平成22年 4月13日

都道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁
国民保護・防災部参事官

NBC テロ災害にかかる訓練の推進について

消防庁では、国内外において依然としてテロの脅威が高まっている状況を踏まえ、平成21年度に化学剤検知器等のテロ災害対応資機材を消防組織法第50条に基づく無償使用により、全国の主要な都市に配備したところです。

つきましては、新たに配備したテロ災害対応資機材をはじめ、各消防本部が保有する資機材の取扱いについて習熟を図るとともに、平成16年度救助技術の高度化等検討会報告書「生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び下記事項等を参考に実戦的な訓練を推進し、NBCテロ災害発生時の活動に万全を期していただくよう、貴都道府県管内の消防機関に対して周知願います。

記

1 図上訓練等の実施

テロ災害対応資機材等の保有状況について把握しておくとともに、具体的な活動要領について図上訓練等の実施により再確認すること。特に、初動対応要領、専用の資機材がない場合の迅速な除染の要領、関係機関との連携等について再確認し、活動体制の強化を図ること。

2 実災害に即した訓練の実施

サリン等の神経剤により多数の被災者が発生した場合には、適切な一次トリアージのもとに早期に除染等を実施する必要がある。こうしたことを踏まえ、消防本部で実施する訓練においては、実災害を想定した訓練を行うとともに、救助、除染等に要する時間の短縮等を考慮した訓練の実施に努めること。

3 二次災害の防止

NBC災害時には、安全管理に十分配意し、二次災害の防止に万全を期す必要があるため、訓練等を通じて安全管理要領について徹底すること。

4 職員研修の実施

NBC災害に対応するには専門的知識の習得が必要であることから、職員研修の実施に努め、救助隊員等の活動能力の向上を図ること。

<問い合わせ先>

消防庁国民保護防災部・参事官付救助係

担 当： 大澤、山崎

電 話：03-5253-7507（直通）

F A X：03-5253-7576